

寝屋川市上下水道告示第 31 号

入札公告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 18 日

寝屋川市上下水道事業管理者職務代理者

上下水道局長 妹尾 直人



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
耐震補強金具設置に係る試験掘削調査業務
- (2) 仕様等
特記仕様書、金抜設計書、設計図面のとおり
- (3) 履行場所
寝屋川市内各地
- (4) 履行期間
契約締結日から令和 8 年 10 月 16 日まで

2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、入札参加資格確認においてその資格があると認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から入札の日までの期間に、寝屋川市建設工事等指名停止要綱(平成 15 年 4 月 1 日制定)による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)の適用申請をした者(更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用申請をした者(再生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 公告の日から入札の日までの間において、寝屋川市暴力団排除措置要綱(平成 23 年 3 月 11 日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (6) 公告の日から入札の日までの間において、寝屋川市暴力団排除条例(平成 25 年寝屋川市条例第 20 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 寝屋川市の入札参加資格者名簿に「土木一式」を 1 位又は 2 位で希望して

いること。

- (8) 土木 A・B・C ランクの市内業者であること。
- (9) 建設業法に定める技術者の配置を行うこと。

3 入札参加資格確認に係る事項

(1) 入札参加資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けるものとする。

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 長形 3 号封筒 (460 円切手を貼付し、返送先を記入すること。)

※受取人払いの場合は、簡易書留郵便対応のものを提出すること。

ウ 入札公告「2 入札参加資格に関する事項」に係る契約書の写し又はこの事実を証する書面

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間 (郵送又は持参)

令和 8 年 5 月 18 日 (月) から令和 8 年 6 月 1 日 (月) 午後 5 時まで (必着) (土曜日及び日曜日、祝日は除く。)

※郵送物の表面に「件名」を必ず記入すること。

イ 提出場所

〒572-0832 大阪府寝屋川市本町 15 番 1 号
寝屋川市上下水道局水道事業課
(寝屋川市上下水道局 2 階)
電話番号 072-820-0036 (直通)

(3) 参加資格確認通知書の交付

申請書受領後入札参加資格の確認を行い、その結果通知書を令和 8 年 6 月 3 日 (水) に発送し、通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対してはその理由を付して通知する。

4 質疑回答

- (1) 質問は、質疑回答書をダウンロードし、令和 8 年 6 月 12 日 (金) 正午までに下記の宛先まで E メールで提出すること。

s-jigyo@city.neyagawa.osaka.jp

- (2) 回答については、令和 8 年 6 月 16 日 (火) 午後 4 時に掲載予定で、寝屋川市ホームページの「水道事業課」で公表する。

5 入札保証金

寝屋川市水道事業及び下水道事業契約規程 (平成 25 年上下水道規程第 8 号) 第 7 条第 2 号により免除とする。ただし、落札者が指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴する。

6 入札方法等

入札は、入札参加資格があることを確認された者が、下記に従い、入札書及び内訳書（任意様式）を一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は持参（平日午前9時から午後5時まで）にて行うものとする。

(1) 期 間

令和8年6月16日（火）から令和8年6月30日（火）まで〔必着〕

(2) あて先等

「寝屋川郵便局留め」 大阪府寝屋川市本町15番1号

寝屋川市 上下水道局 水道事業課

〔「耐震補強金具設置に係る試験掘削調査業務入札書在中」と朱書きすること。〕

(3) 方 法

ア 入札書は、ボールペンなどの訂正できない筆記用具で記入すること。

イ 入札金額は、入札公告や仕様書等を確認のうえ記入し、金額の前に「¥」をつけること。

ウ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名は、入札参加資格申請で提出された内容で記入することとし、届け出た使用印鑑の押印若しくは代表者職氏名を自署すること。

エ 代理人が入札を行う場合は、委任状を同封のうえ、入札書に委任者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、かつ代理人職氏名に委任状により届け出た内容を記名押印若しくは自署すること。

(4) 入札書に記載する金額は、円単位とし、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

(5) 内訳書は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

(6) 入札金額と内訳書の合計金額は、一致していること。

7 開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和8年7月1日（水） 午後 2 時 00 分

(2) 場 所

寝屋川市役所 本館3階 入札室

※ 参加業者の立会人がいない場合は、当該入札業務に関係のない部署の職員の立会いの下で行う。開札の立会いを希望する場合は、令和8年6月29日（月）正午までに下記の宛先まで郵便入札開札立会届兼委任状の写しをEメールで提出すること。なお、本書は開札執行時に持参のうえ、提出すること。

s-jigyo@city.neyagawa.osaka.jp

8 再度の入札

1回目の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合（最低制限価格を設けた案件にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がない場合）は、原則として、再度入札を1回限り行います。

再度入札には、辞退者、無効とされた者、最低制限価格を設けた案件におけ

る最低制限価格未満の入札者は参加できません。

再度入札については、再度入札への参加が可能な者へ、電子メール等により別途お知らせします。

※ 1回目の開札日の概ね6日後まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）で、別途指定する日に再度入札の開札を実施します。

※ 予定価格を事前公表する案件については、再度入札は行いません。

9 落札者の決定

入札を行った者のうち、寝屋川市水道事業及び下水道事業契約規程第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札者への決定通知は、落札者のみ連絡を行う。なお、入札参加者の問い合わせにより、入札内容の情報の提供を行う。

10 落札者の決定後の手続

落札業者は開札日の翌日より5日以内に寝屋川市暴力団排除条例に基づく「誓約書」の提出を求める場合があり、提出しないときは契約の締結は行わない。

電子契約による契約締結を希望する場合は、落札者は落札決定後速やかに「電子契約システム利用届出書」を提出すること。また、落札決定の日から10日以内に、電子署名を行うこと。

11 入札の無効

寝屋川市水道事業及び下水道事業契約規程第16条に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

12 契約の締結等

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 契約条項を示す場所 寝屋川市上下水道局水道事業課
- (3) 契約保証金

落札業者は、寝屋川市水道事業及び下水道事業契約規程第34条の規定による契約保証金(契約金額の100分の10以上の額)を納めなければならない。ただし、同規程第34条第1号又は第2号の履行保証契約(保険金額は、契約金額の100分の10以上)を締結したときは、契約保証金を免除する。

- (4) 支払方法は、履行確認後、請求があった日から30日以内の支払いとする。
- (5) 入札参加者は、寝屋川市競争入札心得、関係法令、入札公告及び特記仕様書を熟読しそれらを遵守すること。

13 関係書類

- (1) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) 特記仕様書
- (3) 金抜設計書
- (4) 設計図面

- (5) 質疑回答書
- (6) 入札書
- (7) 誓約書
- (8) 電子契約システム利用届出書
- (9) 委任状

※寝屋川市ホームページからダウンロードすること。

14 公告に関する問合せ先

寝屋川市上下水道局水道事業課

Tel 072-824-1181 (代表) 内線 2776

072-820-0036 (直通)